

## 2.6.9 共催・後援・協賛等に関する運用要領

◎共催・後援・協賛等の承諾について

2018年4月27日総務委員会決

名義	対象	内容	手続き	費用	表記方法
共 催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本学術会議委員会委員会関連</li> <li>・日本工学会または加入学会</li> <li>・官公庁</li> <li>・上記に準ずるもの</li> </ul>	収益または政治目的でない純粋の公益目的のものであって、計画当初から本会の意志が加わるもの	会長宛に申請をしてもらい、理事会承認	やむ得ない場合、年次予算に計上しているものは負担	日本建築学会 日本建築学会◎◎委員会◇ ◇小委員会*1
			支部長宛に申請をしてもらい、支部役員会承認		
後 援	主催団体が官公庁等、非営利団体またはこれに準ずるもの	収益または政治目的でない純粋の公益目的のもの	会長宛に申請をしてもらい、理事会承認	経費援助はなし	日本建築学会○○支部*2 日本建築学会○○支部△△支所*3
			支部長宛に申請をしてもらい、支部役員会承認		
協 賛	主催団体が官公庁等、非営利団体またはこれに準ずるもの	収益または政治目的でない純粋の公益目的のもの	会長宛に申請をしてもらい、理事会承認	経費援助はなし	
			支部長宛に申請をしてもらい、支部役員会承認		

\*1： 主 催 ●●学会○○小委員会、 共 催 日本建築学会◎◎委員会◇◇小委員会

\*2： 主 催 ●●学会○○支部、 共 催 日本建築学会◎◎支部

\*3： 主 催 ●●学会○○支部、 共 催 日本建築学会◎◎支部△△支所

注) 後援・協賛等の場合も上記の例示に準ずる。

1. 他団体からの共催・後援・協賛等については、原則として経費援助をしないものとする。ただし、共催については、年次予算に計上している場合、あるいは理事会が認めた場合はこの限りではない。
2. 共催の場合は、必要に応じて責任の範囲を確認する。
3. 他団体からは代表者名で依頼をしてもらうが、委員会名での名義使用の申請があれば可とする。該当委員会には報告する。
4. 本会が共催をした団体からは、プロシーディング等の資料を寄贈してもらう。

◎共催・後援・協賛等の依頼について

名義	対象	内容	手続き	費用	表記方法
共 催	官公庁等、非営利団体またはこれに準ずるもの	講習会、シンポジウム、講演会、 展覧会等あって、他団体等に主体的関与を求めるもの	常置委員会で承認し、 会長名で申請	必要に応じて経費 の援助を求めるこ とができる	●●学会  ●●学会○○小委員会*4  ●●学会○○支部*5
			支部役員会承認し、支 部長名で申請		
後 援	官公庁等、非営利団体またはこれに準ずるもの	講習会、シンポジウム、講演会、 展覧会等あって、他団体等のう しろだてを得ることで成果が期 待できるもの	常置委員会で承認し、 会長名で申請	必要に応じて経費 の援助を求めるこ とができる	
			支部役員会承認し、支 部長名で申請		
協 賛	上記のほかに民間企業も可能	講習会、シンポジウム、講演会、 展覧会等あって、他団体等の賛 同を求めるもの	常置委員会で承認し、 会長名で申請	必要に応じて経費 の援助を求めるこ とができる	
			支部役員会承認し、支 部長名で申請		

\*4： 共 催 日本建築学会◎◎委員会◇◇小委員会、●●学会○○小委員会

\*5： 共 催 日本建築学会◎◎支部、●●学会○○支部 / 共 催 日本建築学会◎◎支部△△支所、●●学会○○支部

注) 後援・協賛等の場合も上記の例示に準ずる。

1. 本会が主催する行事等は、他団体の委員会等の名義でも共催ができる。
2. 本会支部が主催する行事等は、他団体の支部とも共催ができる。
3. 共催の場合は、依頼先団体に必要な責任の範囲を確認する。
4. 講習会等事業の企画および実施に関する規程（抜粋）

第2条（種類・定義）

講習会等の種類と定義は次のとおりとする。

（1）調査研究委員会主催講習会等

比較的限られた専門範囲の会員および関係者を対象とする講習会等（シンポジウム、研究会、報告会、研修会、座談会、見学会等を含む）で、関係する調査研究委員会が企画し実施するものをいう。

（2）支部共通事業講習会等

対象となる会員および関係者の範囲が広く、この委員会および調査研究委員会が企画する講習会等で、本部と支部が共同主催して実施するものをいう。

(3) 能力開発支援事業委員会主催講習会等

この委員会が、必要に応じて調査研究委員会あるいは支部の協力を得て企画実施する講習会等をいう。

(4) 他団体との共催講習会等

他団体と、本会とが共同主催して行なう講習会等を実施するものをいう。

5. 建築文化事業委員会運営規程（抜粋）

第1条（目的） 建築文化事業委員会（以下委員会という）は、定款第5条に示す事業のうち、講演・展示事業等を通じて建築界および一般社会の建築文化の向上に寄与することを目的とする。

第2条（事業） 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を担当する。

- (1) 会員および理事会の要望に応じた事業に関する事
- (2) 委員会が企画した事業の実施に関する事
- (3) 他団体との共催事業に関する事
- (4) その他委員会の目的達成に必要な事項